

時点修正等一覧

資料8

番号	修正箇所	修正内容	参照
1	指標（下記以外の全般）	資料9「指標一覧」のとおり現時点での状況にあわせて時点修正を行った。	資料9
2	指標（資料9の項番57「市内のスポーツ施設への来訪者数」、項番56「成人の週1回以上のスポーツ実施率」）	項番57「市内のスポーツ施設への来訪者数」について、スポーツ実施率が伸びているにもかかわらず、施設来訪者数は増加していないことから、施設利用によるスポーツ実施は一部であると考えられ、総合計画の指標としては削除する。一方、項番56「成人の週1回以上のスポーツ実施率」の目標値を50%から65%に変更する。	資料9
3	基本計画P21 関連計画	「バリアフリー基本構想」を追加	
4	基本計画P26-27 1-4安全・安心な水道水の安定供給 全般	・水道事業基本計画改定の検討状況を踏まえた修正	別添
5	基本計画P50 現状・課題	下線部分を追加 「地域づくりを進めることが求められています。」	
5	基本計画P55 施策の方向4	下線部分を追加 「令和5年の弃天駐車場敷地への移転」	
6	基本計画P57 現状・課題1	下線部分を修正 「令和2(2020)平成31(2019)年3月31日時点の本市の高齢化率は」	
7	基本計画P63 現状・課題1	下線部分を追加 「高槻ジャズストリートやこいのぼりフェスタ1000、高槻アート博覧会といった誘客イベント」	
8	基本計画P69 5-3農林業の振興	現状・課題及び施策の方向の文言を整理	別添
9	基本計画P74-P78 6-1温暖化対策・緑化の推進 6-2良好な環境の形成 全般 総合計画の策定についてP15	<ul style="list-style-type: none"> ・たかつき地球温暖化対策アクションプラン改定における検討状況を踏まえて、地球温暖化対策についての記述を目標（めざす姿）及び施策の方向に追加 ・あわせて基本構想の説明文を以下のとおり修正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>6 良好な環境が形成されるまち 市民・事業者と行政が協働協力して、みどり豊かで うるおいのある良好な自然環境や良好な都市環境が 形成されるとともにの保全や環境負荷の低減を進め ることで、地球温暖化防止に積極的に取り組むみど り豊かでうるおいのある地球にやさしいまちを目指 します。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・6-1の施策の方向で記載していた環境課題への取組等を6-2に移動して整理 ・その他、文言を整理 	別添
10	基本計画P82 指標の注記	下線部分を修正 「紙、プラスチック、金属、古布、びん等、 <u>生ごみ</u> におけるリサイクル率」	
11	基本計画P96 現状・課題1	下線部分を修正 「令和2(2020)年度までにインフラ施設を含め、施設類型ごとの個別施設計画についても策定を行いました作成を進めているところです。」	

施策体系番号	1 - 4
名称	安全・安心な水道水の安定供給

目標（めざす姿）

持続可能な水道事業運営を行い、安全・安心な水道水を供給するとともに、災害に強くしなやかな水道を整備することで、将来にわたって市民が安心して水道を利用できるまちを目指します。

現状・課題

- 1 本市においては、節水機器の普及等の社会状況の変化により、給水量は平成 4（1992）年度をピークに減少傾向にあります。今後も給水人口の減少は加速していく見通しであり、給水量及び料金収入の減少が続くことが予想されます。この傾向は高槻市だけでなく全国的にも同様であり、水道事業の経営環境が厳しくなっていることを受け、平成 30（2018）年 12 月には水道事業の経営基盤の強化を目的として水道法が改正されました。
- 2 本市においても水道法の改正を受け、水道施設の更新費用を含めた収支計画を作成しますが、厳しい財政状況となることを見込まれることからするとともに、平成 26（2014）年 5 月の公営企業審議会答申「今後の水道事業の財政運営について」では、令和 3 年度を始期とする高槻市水道事業基本計画期間中には料金値上げなどの財源確保策が必要になることや、当面の課題として小口径の基本料金や従量料金に本来あるべきコストを反映させることなどが指摘されていることから、適正適切な料金水準と料金体系について、の検討を行う必要があります。また、改正水道法では都道府県に水道基盤強化計画の策定権限が与えられたことから、大阪府を中心に、広域連携府域一水道の在り方について協議が行われています。
- 3 本市では、平成 23（2011）年度に水安全計画を策定し、平成 26（2014）年度には水道 G L P 認証を取得するなど、市民の方が安心して使える安全な水道水を供給してきました。今後も安全な水道水を供給し続けられるよう、的確な見直しを行っていく必要があります。
- 4 本市は平成 30（2018）年度に大阪府北部地震や台風第 21 号の被災を経験し、災害に強い水道事業への必要性ニーズがこれまで以上に高まっています。今後増加する老朽化施設の更新や施設の耐震化に努めていくとともに、災害が発生した際の応急対応についても検討を進め、今後増加する老朽化施設の更新や施設の耐震化に努めていくとともに、災害が発生した際の応急対応についても検討を進め、災害に強く、また迅速に復旧できるしなやかな水道の実現に向け、環境整備を行っていく必要があります。

施策の方向

1 持続可能な水道

水道の使用量が減少することにより料金収入も減少する中、経営基盤の強化を着実に推進し、かつアセットマネジメントの観点から、長期的視野に立った計画的な資産管理に基づいて老朽管の更新等を行うことで、健全経営の維持に取り組みます。

水道の広域連携については、様々な広域連携の形態がある中から、市民にとってのメリットを最優先に、広域化手法の検討を行います。

大阪広域水道企業団については、構成団体の一つとして経営に積極的に参画し、安定供給の確保だけでなく、将来的な広域化を見据えた取組に努めます。同時に、大阪府が中心となって行っている「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」に参画します。

2 安全な水道水の供給

水道G L P認定の水質検査機関として、水道水質検査の精度の向上と信頼性の確保に努めることにより、安全で安心して利用できる水道水の供給に努めます。

また、自己水源の確保は、危機管理と経済合理性の双方においてメリットがあることから、老朽化している大冠浄水場の浄水処理工程については、更新を進めていきます。

3 災害対策の強化

計画的に拠点病院等の施設、重要給水施設に至る管路及び基幹管路の更新・耐震化を行うとともに、水道施設の停電や浸水リスクの対策にも取り組み、安定した水道水の供給に努めます。

また、災害時に迅速かつ的確な対応が行えるよう、危機管理体制の強化や効果的な災害広報・市民との協働の推進に努めます。「災害応急対策実施要領」等を適宜見直すとともに、災害対策訓練の実施による対応力向上を図ります。同時に、災害対応の各種資源について企業との災害協定等の協力体制の充実を図るほか、給水拠点において地域住民との協働による応急給水体制の確立を目指します。

主な本市の関連計画

計画名称
水道事業基本計画(仮)

指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
-----	-----	-----------

施策体系番号	5-3
名称	農林業の振興

目標（めざす姿）

「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」が実現されたまちを目指します。

現状・課題

本市の特長である自然豊かな都市空間は、農林業者のたゆまぬ生産活動により、農林産物の供給機能のみならず、国土や環境の保全、良好な景観の形成、市民の交流、教育及びレクリエーションの場などの多面的機能が発揮されることで、初めて形成できるものです。

しかし、農林業を取り巻く状況は担い手不足、遊休農地や有害鳥獣の問題等、依然として厳しく、いかにして持続的に農林業の振興や保全を展開していくかが最も重要な課題となっています。

一方で、都市農業振興基本法の施行や生産緑地法の一部改正など、都市農業の果たす役割への期待がますます高まりつつあります。このような中、良好な農地を保全・活用し、農業の有する多面的な機能を維持発揮させていくため、後継者や担い手の育成、営農活動や地産地消の取組の推進、生産性の向上や災害に強い基盤確保に向け、農道や水路等、農業施設機能基盤の保全・整備・保全を図る必要があります。

また、森林・林業については、平成30年台風第21号による森林内の風倒木被害の早期復旧と二次災害の防止を図るため、国や大阪府、大阪府森林組合などの関係機関と連携し、被害木の伐採・搬出、作業路の開設、伐採跡地の造林などにより、迅速かつ計画的に森林災害の復旧に取り組む必要があります。

さらに、近年の動植物を取り巻く環境や森林環境の変化による動植物の生態系の変化によって、有害鳥獣による農作物被害が大きくなっていることから、鳥獣被害対策に取り組むとともに、農業・林業を基礎とした農山村地域の保全に努める必要があります。

このことから、農地や森林を保全し、育成することができるよう現在の農林業が志向すべき取組を実現していくに当たり、農林業者、市民、NPO、企業との協働体制を強化し、「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」の実現に向けて、「持続」「循環」「協働」の視点に立ち、各主体が共通の方向性の下、農林業の振興や、農地・森林の保全、都市と農村の協働・交流の促進などに取り組む必要があります。

施策の方向

(分野 6) 良好な環境が形成されるまち

施策体系番号	6 - 1
名称	温暖化対策・緑化の推進

目標（めざす姿）

再生可能エネルギーの利用促進が図られ、**温室効果ガスの排出が抑制された地球環境にやさしいエネルギーが効率的に利用される**まちを目指します。また、森林や水辺などの豊かな自然環境の保全、公園などの市街地における緑化の整備、歴史文化等と一体となったみどりのネットワーク化により、市民が暮らしの中で自然と親しみ、憩いとやすらぎのある生活を営むことができるまちを目指します。

現状・課題

1 地球温暖化対策については、平成 27（2015）年 12 月の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、これまでの京都議定書に代わる新たな国際的枠組みとして「パリ協定」が合意され、全ての加盟国が温室効果ガスの削減目標を設定し削減に取り組む、5 年ごとに目標を更新するといったルールが定められました。

国は「2030 年までに 2013 年度比 26%削減」を目標と設定し、その実現のため、部門別の具体的な施策体系を定めた「地球温暖化対策計画」を平成 28（2016）年に閣議決定し、様々な取組が進められています。

本市においては、**これまでも**地球温暖化対策の取組を進めていますが、引き続きこうした動向を踏まえながら推進していく必要があります。

2 都市のみどりは、やすらぎや癒しをもたらす効果や、環境を改善し、暑さを緩和する効果があります。さらに、ヒートアイランド**対策**や都市型水害**の**対策としてもみどりの活用が求められ、河川水系を軸に、森林・河川・水辺・農地・公園・緑地・街路樹などを連続的につないだみどりのネットワークの形成が**必要です求められています**。

本市の北部の森林や芥川などの豊かな自然の保全とともに、安満遺跡公園、城跡公園、摂津峡周辺など、市民が身近にみどりを楽しめる歴史文化と一体となったみどりの**保全・**活用が求められています。

緑化重点地区や地域において、市民や市民団体による緑化の取組が進められていますが、市民や企業の更なる参加・協力や、地域住民の理解・協力による取組を推進するため、市民や市民団体などの活動場所、知識・技術の習得機会、交流機会の提供などの支援が必要です。

施策の方向

1 地球温暖化対策への取組などの推進

近年の急激な気候変動の要因となっている温室効果ガスの排出を抑制するため、再生可能エネルギーの普及促進や、省資源・省エネルギーの取組を推進します。「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野が統合的に達成される社会の構築に向け、環境情報の公開・共有とともに、市民・事業者と協働して地球温暖化対策を始めとする地球環境の保全や市域の望ましい環境像の実施に向けた施策を推進します。

2 省資源・省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用

省資源・省エネルギーを徹底するとともに、災害発生時の独立したエネルギー源となりうる再生可能エネルギーを活用してエネルギー供給源の多様化を図ることで、化石燃料への依存を抑制します。

3 広域的な環境問題に対する連携の推進

地球温暖化を始めとする広域的な課題に対して、大阪府や近隣自治体等と情報の共有や調整・連携を図りながら施策を推進します。

42 みどりの保全・創造・活用

森林・農地・河川などの貴重な自然環境を保全するとともに、「緑化重点地区」を中心とした市街地において、住民・市民団体・事業者・行政が一体となり、駅前広場・公園・街路樹・街角ガーデンなどの連携により、みどりの連続化を推進します。また、豊かな自然と歴史文化を活用したまちづくりを進め、みどりを楽しめる魅力あるまちづくりを目指します。

53 みどりを育てる人づくりの推進

公園などを市民の緑化の活動の拠点とし、みどりを育てる人材育成やネットワークづくりを推進するとともに、市民協働によるみどりの維持管理に対する支援を充実させることで、みどりを楽しめるまちづくりを目指します。

主な本市の関連計画

計画名称
第2次環境基本計画〔改訂版〕、たかつき地球温暖化対策アクションプラン、みどりの基本計画（改訂版）

指標名	現状値	令和12年度目標値
-----	-----	-----------

温室効果ガス排出量	158.8万トン-CO ₂ (平成29年度)	122.6万トン-CO ₂
緑視率	17.8% (令和元年度)	22%以上

指標と目標値

施策体系番号	6-2
名称	良好な環境の形成

目標（めざす姿）

環境負荷の低い事業活動と良好な環境による快適な市民生活が確立されるとともに、河川や水路等が適切に維持管理され、良好な環境が保たれることで、市民にうるおいや憩いをもたらすまちを目指します。

現状・課題

1 日本では昭和30年代からの高度経済成長期における工場立地に伴い、これに起因する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などが、大きな社会的な問題となりました。このため、国を始め大阪府や市では環境法令を整備し、事業活動に伴う大気・水質などに係る基準を定め、事業者に遵守を促すとともに、必要に応じて各種の指導・助言を行うことで、環境負荷の低減を図ってきました。また、市では大気常時監視局による測定を通じて大気の実態を把握するほか、河川などの水質や市内各所での騒音・振動の定期的な測定を行い、事業活動等に伴う環境負荷の実態をモニタリングしてきました。

このような長年にわたる取組の結果、今日では大気汚染や水質汚濁等の状況は、高度経済成長期に比べて大きく改善されています。

一方で、新たな環境問題として、土壌汚染やアスベストへの対応が求められています。また、住工混在の進展や環境意識の高まり等を背景に、騒音・振動・悪臭等に係る相談・苦情が依然として見られるほか、その内容が多様化・複雑化する傾向にあります。

このようなことから、引き続き環境法令に基づく届出・許認可、事業場への立入調査や指導・助言、大気などの環境モニタリングや定期的なパトロール、各種の啓発活動や関係機関との連携などを通じて、環境負荷の低い事業活動による快適な市民生活を確立することが課題となっています。

2 河川については、市が所管する準用河川等について、近年の気候変動に伴う集中豪雨等も踏まえ適切に維持管理していく必要があります。また、国・大阪府管理河川についても、適切な維持管理がなされるよう河川管理者との連携が必要です。

また、本市の都市シンボル軸である芥川については、引き続き、河川を利用した多様な活動が広がるよう、検討していく必要があります。

3 水路やため池等の農業施設については、農業団体や大阪府等とも連携し、適切な維持管理に努めていますが、施設の多くが老朽化しており、その対策が急務となっています。また、市民に農業施設について理解を深めてもらうとともに、都市における貴重な親水空間として活用していただくため、清掃活動や観察会等を農業団体等と連携して実施しています。

施策の方向

1 良好な環境の確保と次世代への継承

本市の特徴である豊かな水と緑といった自然環境、高い利便性の中にも憩いと安らぎをもたらす生活環境や都市環境、持続可能な循環型社会の形成などを通じて、良好な環境の確保と次世代への継承に向けた取り組みを推進します。

2 関係者との連携による環境課題への取組

環境に係る様々な課題への対応のためには、市民・事業者の自発的な取り組みが必要不可欠であり、これらの主体への環境意識の醸成と連携に取り組めます。また、広域的な課題に対しては、国、大阪府、近隣自治体と連携を図りながら取り組めます。

13 事業場に対する環境保全指導

環境法令に基づき、定期的な立入調査や行政測定を通じて各種施設の適正稼働を確認するとともに、環境に係る基準を遵守するよう指導します。今日的な課題であるアスベスト、土壌汚染、土砂埋め立て等に対しては、定期的なパトロールや指導・助言を通じて、事業者に対して関係法令の遵守を指導します。

また、工場・事業場等に起因する大気汚染・水質汚濁・騒音振動・悪臭などの苦情や相談に対しては、国・大阪府などの関係機関と連携し、すみやかにその原因を把握するとともに、事業者に対して周辺地域との共存を目指した対応を図るよう、適切に指導・助言を行います。

24 環境モニタリング

大気常時監視局における大気の大気常時監視、河川等の水質や幹線道路沿道等における騒音・振動の定期的な測定などにより、大気や水質等の状況を把握することを通じて、市民生活が快適な環境の中で営まれていることを確認します。

3 河川等の環境保全

河川の豊かな生態系を回復し、様々な活動の場として次代に引き継いでいくため、関係機関と連携して清掃活動などの取組を進めるほか、利用者のマナー向上や安全利用についての啓発を行います。

また、その他の水路、ため池等の農業施設についても、関係団体等と連携して自然災害に対する予防や適切な維持管理に努めるとともに、都市における貴重な親水空間として活用を図ります。

主な本市の関連計画

計画名称

指標と目標値